

特集 NPO 法人 後見つぼみ

～誕生の経緯と命名のいわれ～



長岡市 田中 翠恵さん 作

2023年3月

特定非営利活動法人後見つぼみ

代表理事 中田 敏雄



目 次

はじめに 特集 NPO 法人 後見つぼみ～誕生の経緯と命名のいわれ～ (NPO 法人 後見つぼみ 理事 須田 幸隆)	2
1. つぼみ経過一覧	3
2. つぼみの概要	5
3. 組織図	6
4. 会員状況	7
5. 受任状況	9
6. 担当者感想	10
①川崎 末美 成年後見への道～成年後見人の緒に就いて思うこと～	
②岩岡 綾子 法人後見つぼみでの出会いと学び～K さんらしさを支える～	
③津田美千代 生活保護費累積金と礼服購入	
④岡本 徳子 刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始め	
⑤渡邊 晃伸 本人が何を望み、望みがあるならばどう叶えられるのか	
⑥高橋 玲子 自分自身もぶれない軸を持つことが大事	
⑦鎌村 誠司 社会的な意義や価値が高い団体へ～医療 SW の立場から～	
7. 受講生感想	21
①鈴木 美穂 これからお付き合いいただき、被後見人さんとの出会いを楽しみに	
②朝倉 敦子 その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように	
③山本麻里奈 周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない	
8. リーフレット	24
9. WAM ニュース	26
10. 奥付き	27
以上	

はじめに～NPO 法人 後見つぼみ誕生の経緯と命名のいわれ～

NPO 法人 後見つぼみは、2020 年 10 月 30 日に NPO 法人 よこはま成年後見つばさを母体にして誕生しています。その誕生の経緯を設立趣旨書に次のように書きました。(抜粋)

2011 年 10 月 12 日、NPO 法人としては、横浜で最初の法人後見を実施する特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（以下つばさ）が設立され、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方々の財産管理、身上保護など権利擁護支援のための法人後見事業に取り組んできました。

つばさでは、相談段階からご本人やご家族との信頼関係を築き、地域の福祉関係者と連携のネットワークを構築しながら、共に申立支援に取り組み法人受任することで安心して制度利用していただくことに努めています。ところが、制度利用相談・申立支援・法人受任を一体的に進める相談機関は、未だほとんどありません。

一方つばさには、行政、福祉施設、病院等から相談が数多くあり、新規受任が難しい状況にあります。

長年、私たちは横浜市内での法人後見実施団体誕生を願ってきました。2019 年 4 月には、鶴見区内につばさの関係者が関与した NPO 法人つなぐが誕生しました。しかしその他には、この 10 年間ほとんど変化はありませんでした。そこでつばさで学んだことを生かし、もっとライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さな NPO 法人を設立し、今後の市民のニーズと期待に広く応えていく決意を固めました。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立をする段階で大きなハードルがあることも分かってきました。一般的には法律職の方に費用を支払って依頼するか法テラスに依頼することになりますが、「親族とは疎遠」、「まとまった費用は出せない」という方も多く、「区長申立を相談したがなかなか申立をしてくれない」「支援があれば本人や親族で申立できる」「申立支援してくれるところがない」という相談が寄せられています。

2025 年には団塊の世代が後期高齢者に突入します。認知症高齢者は 2012 年の時点で 462 万人、2025 年には 700 万人になると推計されています。また、地域には例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親と SOS を出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

私たちは、こうした地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の呼水となるべく、小さくとも志は高く持って、新たな一步を踏み出しました。

最後に、「それぞれの蕾、その人なりに花咲き、豊かに実ればいいね」と願いを込めて、後見つぼみと名付けました。

2023 年 1 月 12 日

NPO 法人 後見つぼみ 理事 須田 幸隆

後見つぼみ経過一覧表

特定非営利活動法人 後見つぼみ

年 月 日	業 務 内 容	備 考
	<任意団体>	
2020.01.18	つばさの法人適性規模問題提起	須田
2020.01.23	かながわ法人後見連絡会で法人適性規模の意見交換	渡邊
2020.05.17	つばさの新年度事業計画で新しいNPO法人設立方針	総会
2020.07.04	つぼみ事務所予定地見学	須田 篠崎 熊谷
2020.07.05	第1回設立準備会役員会	
2020.07.27	第1回設立準備会役員会	
2020.08.09	後見つぼみ設立総会	
2020.08.11	NPO法人認証申請書類を横浜市市民局へ提出	山野上
2020.08.14	宮下弁護士事務所訪問、新しいNPO法人設立準備報告	須田 篠崎
2020.09.02	つぼみ事務所で相談事例対応	須田 篠崎
2020.09.09	第1回受任調整会議実施	高橋 須田 西田
2020.09.11	NPO法人認証申請書類の市民縦覧開始	
2020.09.23	第2回受任調整会議(ズーム)実施	
2020.09.30	第3回受任調整会議(ズーム)実施	
2020.10.06	南区生活支援課藤原CWから直接事情聴取 負債・返済の再調査	須田 篠崎
2020.10.07	自由参加 ズームミーティング	須田
2020.10.12	偕恵園訪問 相談事例対応	須田 篠崎 津田
2020.10.14	第4回受任調整会議(ズーム)実施 後見人等候補者事情説明書 法人適格性	
	<NPO法人>	
2020.10.29	横浜市NPO法人認証	
2020.10.30	法務局法人登記	
2020.11.11	宮下弁護士事務所訪問、第1号事例の手続代理人依頼	須田 篠崎 藤原
2020.11.16	済生会本部訪問、理事長と鼎談、法人後見実施要請	須田 鎌村
2020.11.28	新潟県見附市のNPO法人ふくし後見ネット研修講師	須田
2020.12.11	菅田地域ケアプラザから相談	須田 高橋
2021.01.22	横浜家庭裁判所調査官 法人適格性のヒアリング	須田 高橋 篠崎
2021.02.12	1番目の審判	
2021.02.26	2番目の審判	
2021.03.29	3番目の審判	
2021.05.10	4番目の審判	
2021.05.15	定例総会	
2021.07.02	5番目の審判	
2021.08.23	かながわNPO法人後見連絡会初参加	須田 山野上
2021.08.26	よこはま法人後見連絡会初参加	須田 中田
2021.10.28	挨拶回り開始	山野上 高橋
2021.12.24	6番目の審判	
2022.01.08	法人後見専門員養成講座受講生と交流会	受講生 理事
2022.01.18	青葉区役所職員研修講師	須田
2022.01.26	新潟県長岡市のNPO法人 ピュアハート研修講師	須田
2022.03.26	鶴見区汐田病院研修講師 法人後見実施要請	須田
2022.04.13	7番目の審判	
2022.05.13	報酬審判第1号	
2022.05.18	8番目の審判	

2022.05.21	定例総会 新法人実施体制発足	
2022.05.24	社会福祉法人偕恵園で新規相談	山野上 笹原 須田
2022.06.11	つばさ法人設立10周年記念講演会 講談師：神田 織音	須田 中田
2022.07.09	法人後見専門員養成講座 受講生業務検討会傍聴	須田
2022.07.15	よこはま夢ファンド登録	山野上
2022.07.	自己評価票作成委員会設置	中田
2022.07.26	かながわNPO法人後見連絡会	中田 山野上
2022.08.09	会員勉強会打ち合わせ	石渡 山野上
2022.08.22	よこはま法人後見連絡会	中田 高橋
2022.09.18	会員勉強会（意思決定支援） 講師石渡 和実	山野上
2022.10.03	旭区生活支援課話し合い	須田 津田
2022.10.29	つばさ保土ヶ谷区民まつり参加	須田
2022.11.01	法人後見自己評価実施	
2022.11.03	映画「梅切らぬバカ」上映と監督交流会参加	中田 山野上 須田
2022.11.08	みどり野診療所で講演	須田
2022.11.20	横浜市心身障害児・者を守る会連盟「福祉大会」で講演	須田
2022.12.05	受任第1号の方、死亡	中田
2022.12.06	横浜市社会福祉士会からのインタビュー	須田
2022.12.10	法人後見専門員養成講座受講生との交流会	理事
2022.12.12	健康福祉局生活支援課課長と話し合い	中田 須田 津田 篠崎
2022.12.26	大豆戸地域ケアプラザに出向いて新規相談	高橋 山野上 須田
2023.01.08	石渡 和実名誉教授から法人後見自己評価にコメント	山野上
2023.01.13	県社協主催「終了事務」の研修会	須田
2023.01.14	S・T 二十歳の誕生日会	高橋 岡本
2023.01.24	かながわNPO法人後見連絡会	中田 山野上
2023.02.27	よこはま法人後見連絡会	中田 高橋

5.8 後見つばみ経過一覧



特定非営利活動法人

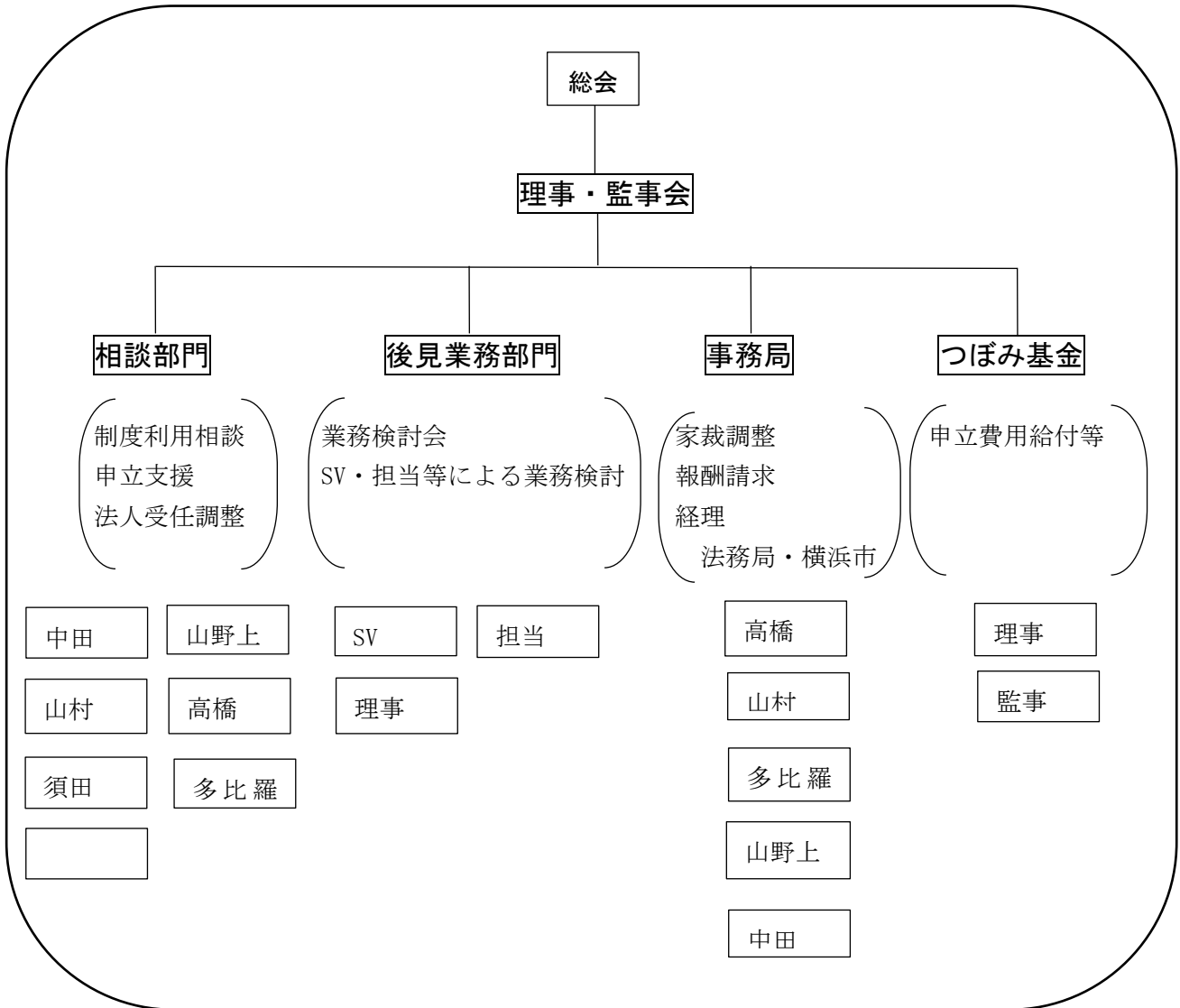
後見つぼみ

所在地	〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号		
設立	2020年10月30日	役員数	理事：6名 監事：1名
代表理事	中田 敏雄	事務局	高橋 多比羅 山村
電話	045-834-9320	Fax	045-834-9321
メール	kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp	URL	https://kokentubomi.wixsite.com/website

法人設立経緯	<p>後見つぼみは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に法人後見を実施する団体です。相談段階から、地域連携ネットワークを構築しご本人やご家族等との信頼関係を深めつつ、申立支援、法人受任まで一体的に進めます。取り分け資力の乏しい方々の支援に力を入れます。</p> <p>メンバーは横浜市社会福祉職OB（ケースワーカー）、ケアマネジャー等の対人援助経験者で、身上保護に強みを発揮したチーム支援を行います。</p> <p>ライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さいNPO法人ですが、市民のニーズと期待に応じていく決意のもと、地域の課題解決に取り組み、他の法人後見実施団体誕生の模範となるべく、志は高く持って前進します。</p> <p>後見つぼみのネーミングには、～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊かに実ればいいね～と成長の願いを込めています。</p>																
会員・賛助会員	会員41名 賛助会員9名（2022年5月26日現在）																
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用相談・申立支援に関する事業 ●成年後見人等の法人受任に関する事業 ●市民研修や法人の担当者・SVの養成、育成に関する事業 ●その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業 																
実績	<p>通算の受任状況は、次の通りです。（2022年12月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分野別</th> <th>(件)</th> </tr> <tr> <th>認知症高齢者</th> <th>知的障がい者</th> <th>精神障がい者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>在宅1</td> <td>在宅0</td> <td>在宅0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野別			(件)	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	2件	5件	1件	8件	在宅1	在宅0	在宅0	
分野別			(件)														
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計														
2件	5件	1件	8件														
在宅1	在宅0	在宅0															
特記事項	<p>①2020年08月09日 法人設立総会を行い設立の意思決定</p> <p>②2020年08月11日 横浜市市民局にNPO法人認証申請</p> <p>③2020年10月29日 横浜市からNPO法人の認証</p> <p>④2020年10月30日 法務局に法人登記申請</p> <p>⑤法人基本理念を「誰もが尊厳を守られる権利擁護支援」と決定</p> <p>⑥長岡市の田中翠恵さん作のイラスト採用</p> <p>⑦2021年02月12日1番目法人受任 後見 本人</p> <p>⑧2021年02月26日2番目法人受任 保佐 本人(代理)</p> <p>⑨2021年03月29日3番目法人受任 後見 本人</p>																



〈組織図〉



特定非営利活動法人 後見つぼみ会員状況

1. 設立経緯とつぼみの由来

NPO 法人 後見つぼみは、地域の福祉課題解決のために、ライト（軽い 明るい、権利擁護）で小さな NPO 法人を旗印に、2020 年 10 月 30 日に法人登記しました。

2011 年 10 月に設立された NPO 法人よこはま成年後見つばさは、NPO 法人としては横浜で最初の法人後見実施団体でした。その後のミクロ領域、マクロ領域、メゾ領域の活動で厚生労働省や総務省、最高裁家庭局にも注目されるなど、目覚ましい発展を遂げてきました。

2022 年 3 月末現在、延 117 件を受任（継続 78 件）しています。また、相談は行政や地域の福祉施設、病院などから途切れることなく続いています。また、法人の適正規模から新規の対応が相当困難な状況になっています。

一方地域には、例えば高齢化した親と障害のある子どものいわゆる親亡き後問題、認知症が進む親と SOS を出す障がい者など複合的な課題を抱えた事例、身寄りのない一人暮らしのいわゆる身元保証問題など課題が山積しています。

これら法人後見へのニーズと期待に応えるため、つばさを母体に後見つぼみが誕生しました。

2. 基本理念と宣言

<基本理念>

誰もが尊厳を守られる権利擁護支援

～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊に実ればいいね～

<宣言>

私たちは、次のように宣言します

ライト（軽い 明るい 権利擁護）を旗印に

1. 資力の有無に関わらず

1. 本人意思を尊重した

1. 生活支援を重視した

法人後見を実施します

3. 理事・監事の紹介 横浜市職員歴（有）

会員 41 名（うち理事 6 名 監事 1 名） 賛助会員 9 名（個人 9 団体 0）

代表理事 中田 敏雄（社会福祉士）

副代表理事 山野上 啓子（行政書士）

理事 高橋 真佐子（社会福祉士） 理事 山村 朋子（社会福祉士）

理事 多比羅 千賀子（社会福祉士） 理事 須田 幸隆（社会福祉士）

監事 菅野 善也（社会福祉士）

会員 別紙

賛助会員 別紙

社会福祉士 27 名 精神保健福祉士 7 名 社会福祉主事 8 名 主任介護支援専門員 4 名

介護支援専門員 10 名 介護福祉士 6 名 行政書士 3 名 保育士 3 名

社会保険労務士 1 名 宅建士 1 名 相談支援専門員 1 名 元大学教員 1 名

歯科衛生士 1 名

4. 事務所の所在地

〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目 9 番 8 号

TEL:045-834-9320 FAX:045-834-9321

5. 事業内容

- 成年後見制度利用に関する相談
- 成年後見制度申立に関する支援
- 法人後見の受任

横浜市職員歴（有）

<会員 41名>*同一世帯 +東大市民後見人

須田幸隆 山野上啓子 中田敏雄 高橋真佐子 鎌村誠司 篠崎美代子 山村朋子 熊谷美江子
永久保隆子 内海淳子 柰尾奈王子 多比羅千賀子 塩山母都子 菅野善也 広瀬幸一 尾形達也
宮代明美 岩岡綾子 立原美代理 渡邊晃伸 津田美千代 岡本徳子 川添慶一郎 山田健太郎
和田順子 高瀬規子 原田靖子 笹原智子 西田ちゆき 伊藤純子 神原由美子 川崎未美
添ノ澤貴美子 高橋玲子 松浦悦子 宅野さなえ 鈴木美穂 中谷芳明 朝倉敦子 山本麻里奈
金野明子

つばみ応援隊

<賛助会員 個人9名>

齋藤聡子 藤村清美 小原由美子 林智子 川村美智子 有園田鶴子 藤原真理 根岸満恵
高橋 諄

<賛助会員 団体0>

(作成 2022年5月26日)

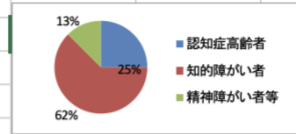
受任状況

NPO法人 後見つぼみ

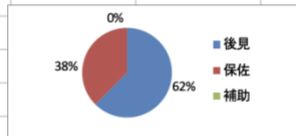
2022年5月18日現在

〇後見つぼみ受任状況

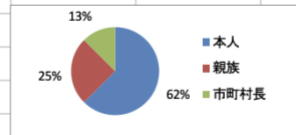
分野別				(件)
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計	
2	5	1	8	
在宅 1	在宅	在宅		



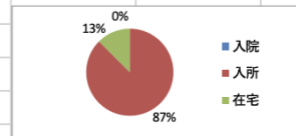
類型別				(件)
後見	保佐	補助	合計	
5	3	0	8	
	知的障がい者 2	知的障がい者 0		
	精神障がい者等 0			
	認知症高齢者 1	認知症高齢者 0		



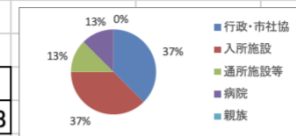
申立別				(件)
本人	親族	市町村長	合計	
5	2	1	8	
後見 2	親 1			
保佐 3	兄弟姉妹等 1			
補助 0	子 0			



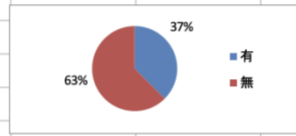
入院・入所・在宅別(申立時)				(件)
入院	入所	在宅	合計	
0	7	1	8	
	認知症高齢者 1			
	知的障がい者 0			
	精神障がい者等 0			



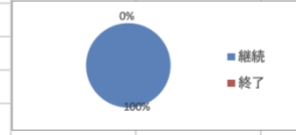
相談経路						(件)
行政・市社協	入所施設	通所施設等	病院	親族	合計	
3	3	1	1	0	8	
市社協 0						



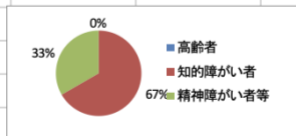
生活保護との関係(申立時)			(件)
有	無	合計	
3	5	8	



継続・終了別			(件)
継続	終了	合計	
8	0	8	
	死亡 0		
	辞任 0		



後見的支援				(件)
高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計	
0	2	1	3	



(内訳)

美々プロジェクト 櫻プロジェクト 横プロジェクト

成年後見への道～成年後見人の緒に就いて思うこと～

川崎 末美

私は現在 73 歳、特定非営利活動法人後見つぼみで担当者として活動を始めて約 2 か月の駆け出しです。初めに、高齢の私がなぜこの道に入ったかを簡単にご紹介しましょう。

私は現役時代、家族関係学を専門とする大学教員として、一人暮らしや認知症の高齢者の生活問題とその環境改善について考えてきましたが、そのなかで成年後見制度を知りました。そして、退職後に一般市民でも市民後見人として成年後見に携わることができると知り、その道を模索していたとき、特別非営利活動法人後見つぼみの理事のおひとりから、「それなら私たちの団体に入りませんか」と声をかけていただいたのです。それはとても幸運なことでしたが、私がこの道に入って大丈夫かという不安もありました。しかし、このありがたい機会を逃してはいけないと勇気をふり絞って会員にさせていただきました。2021 年 2 月のことです。

4 月になると成年後見人養成講座が始まりました。横浜市や神奈川県の子社会福祉協議会主催のもの、非営利活動法人よこはま成年後見つぼみと後見つぼみ共催のものなど、次から次に研修を受けました。コロナ禍の時節ゆえ、何れもオンラインによる研修でした。家に居て受けられる便利さにはありましたが、講師の方々や成年後見の実務を積んだ方々との対面研修であったら、その方たちの熱意やご経験にもっとリアルにふれ、大きな刺激を受けられたのではないかと思います。残念なことではありましたが、講師や主催者の方たちは資料を豊富に準備し、熱心に講義をして下さいました。

このように充実した養成講座を受けながら、実のところ、私の不安は膨らむ一方でした。成年後見の仕事は「事務」と言われるほど、書類の作成や金銭管理が占める割合が大きいことがわかってきたからです。それは私の不得意分野なのです。また、教育の分野に長年にわたって身を置き、親としての経験もある私は、身上保護に必要とされる「寄り添う」という行為やメンタリティにはかなりの自信を持っていました。ところが、人に寄り添うという私の経験は、健常者に対するものでしかなかったのです。こんなことに気づくと、自分は成年後見人には向いていないのではないかと、始める前にやめておいた方がいいのではないかと随分悩みました。しかし、成年後見人養成講座を無償で受講させていただきながらここで逃げるのは卑怯だと思いとどまり、今、法人後見の担当者として一步を踏み出したところです。

私が何とか今ここにいるのは、後見つぼみの理事長のご配慮・ご指導、そして、法人後見の仕組みによるところが大きいと思っています。前理事長には「川崎さんには最も簡単なケースをもってもらうことにしたよ」と言われました。なるほど、私が担当することになった方には身寄りも財産もなく、係争性のある事案もありません。そのうえ施設に入居しておら

れ、スタッフの方々のあたたかい見守りがあります。おかげで私は今のところ、知的障害のある方への寄り添い方を探りながらご本人との関係性を築いていくことに注力できています。もちろん、今後の対応策も少しずつシミュレーションしていますが。苦手な事務については、経験豊かなスーパーバイザーの指導や協力を助けられています。

今の日本では、障害者や認知症の高齢者を家族のなかで支えることが難しくなっています。その一方、認知症の高齢者が増え続けています。したがって、これからの日本には多くの成年後見人が必要になるはずですが、それには、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格がなくても一定の研修を受ければ成年後見の業務をおこなうことができる市民後見人が重要な存在になるでしょう。その養成には座学だけでなく実践が不可欠ですが、実践に最適なのが法人後見の制度ではないかと思います。法人後見なら、前述した私の経験のように、法人が受けたケースの中から初心者にふさわしいケースを選んで担当させられますし、経験の足りない初心者をチームでサポートできます。このように考えると、私が市民後見人への道をさぐっていたときに後見つぼみの方に声をかけていただいたことは私にとって幸運でしたし、時宜にかなっていただいたのでした。法人後見、そして、後見つぼみの発展を願っております。

2.7.1 成年後見への道

法人後見つぼみでの出会いと学び～Kさんらしさを支える～

社会福祉士 岩岡 綾子

私は、友人からの紹介により、後見つぼみとよこはま成年後見つばさが共催で行う「法人後見専門員養成講座」を受講し、終了後まもなく担当開始の打診を頂いた。

その後すぐに、弁護士と本人面談の同席、申立手続きの為の家裁への同行と、「申立支援」から私を参加させて頂いたのである。その際すべてにおいて、SV が同席し指導をして頂いた。今でもわからないことは、相談出来る体制にある為、いつも頼もしく感じている。

初めて担当している被保佐人さん（以下、Kさん 現在 61 歳）は車いすの小柄な女性。3 人の男の子のお母さんだ。元気な頃の K さんは、障害の作業所で姉さんのようなリーダー役だったそうだ。体調不良による入院後、グループホームの生活に戻れず、当時老健施設で生活をされていた。

初回の面会からしばらくは、言語の障害の為になかなか、言葉が聞き取れず、私はうなずきだけを繰り返していた。しかし、Kさんの理解しにくい言葉の中から、話を想像し、目線を合わせ、励まし続けていると、なんとなく、会話は成立してきたのである。面会を重ねると、Kさんは、おしゃべりが大好きで人が好きなことや、ピンク色のものが好きなことを理解出来るようになった。また、笑顔がとてもキュートな方なのである。

Kさんは、今でも多くの解決すべき支援課題を持つ方である。また、波乱万丈な人生を自分らしく、歩んできた女性である。作業所で活躍していたKさんにしてみれば、以前と同じように、グループホームの仲間と共に、自立した生活を送ることが「私らしい生活」を送ることなのかもしれない。Kさんは、「自分の居場所は、今の場所（特養ホーム）ではない」と何度か訴えられた。その度に、ゆっくりと私はその言葉を傾聴し、「ご家族も面会に来てくれるし、ここが一番いいと思うよ。」と話し続けている。

Kさんが望む「私らしい生活」をする場所は、今の場所ではないかもしれない。しかし、本人の生命の保持を第一に考え、判断した生活場所は今の場所だと私は考えている。Kさんが生活するホームの職員の人の人柄と環境は最高で、ピカイチの特養ホームだと考えている。

Kさんの生活は、1年と数か月を経緯したばかりである。ホームの生活であっても、**Kさんらしい生活の実現に向けて**、職員と話し合いを繰り返し、穏やかな生活を続けられるように、私はKさんのより身近な代弁者になっていきたい。

法人後見つぼみの一員として、後見の学びを深め、私自身も私らしく担当者として、Kさんとこれからも楽しく向き合っていきたいと考えている。

2.7.2 感想文岩岡

生活保護費累積金と礼服購入

社会福祉士 津田 美千代

私が成年後見制度に出会ったのは、生活保護のケースワーカーをしていたときです。当時担当していた、長期間精神科病院に入院している単身の高齢男性が、年金と**生活保護費累積金**で当分入院費や生活費等が賄えることになり、生活保護の廃止となりました。

病院側は、男性には身寄りもなく、生活保護が廃止されると、これからの男性の身の振り方、様々な支援や手続きをする機関がなくなるので「保護を廃止しないでほしい」と言われました。今後の支援について、区役所高齢担当に相談し、高齢担当が成年後見制度の活用を進め、社会福祉士が後見人を受任してくれました。

私は、「成年後見制度」は知っていましたが、実際の成年後見人選任の場面の経験はなく、さらに報酬がかかると聞き、資力の乏しい方を受任してくれる方がいるのかと心配していました。後見人が決まると連絡を受けたとき、とてもありがたかったです。

その後、横浜市福祉職の先輩方を中心に、主に生活保護受給の方や資力の乏しい方の成年後見を行う NPO 法人が立ち上がった話を聞き、さすがに目のつけどころが違うと思ったものです。また、実際に法人を立ち上げた力に感銘を受けました。

ご縁が有り、私も成年後見活動に参加し、49 歳の知的障害のある女性の後見を担当しています。女性は、長く両親と生活してきました。母に精神疾患が有り、外出を禁じ小学校に行かせず、母の精神科入院時に児童施設に入所。養護学校高等部に在籍中いじめにあい1年で中退、その後授産所に通いましたが施設職員から「本人が入浴をしてないのでは」と指摘を受けたことから、母が施設通所を拒否し、H15 年以降完全在宅で他からの支援を断っています。H28 年に母の介護申請の際、地域包括支援センターの職員が支援につながらず自宅にいる本人を知り、本人への支援が再開されました。両親とも高令で、母は要介護状態が進み、父も発病し、今後の本人の生活の安定を考える中で障害者グループホーム入居が検討されています。

一家は生活保護受給中で、入居に当たり、本人を手放す心配と家財等の準備もできないと父が難色を示しますが、グループホーム側が前入居者の家財活用など、全部準備するから経済的な心配はいらないと父親を説得し、グループホーム入居、生活保護は別世帯扱いに至った経緯がありました。

「後見つぼみ」が後見人に就任時、コロナ禍で行事や外出も制限されていることもあり、本人の**生活保護費累積金**が増え、必要なものを購入するなど適切な消費の検討が始まりました。本人の要望や、施設、後見つぼみで話し合い、家裁に上申しまず劣化で壊れたベッドを買い替えました。

さらにちょうど亡母の一周忌法事の予定が父から出ており、施設相談員と相談、本人が社会人となり、この機会に礼服を購入してはどうかということで、本人に意向を聞くと、「欲しい！」と乗り気で、**礼服購入**に同行しました。

本人は店員さんにあれこれ勧められながら熱心に試着を繰り返し、これがいいと決めて

購入しました。本人が「楽しかった」と礼服を持ってホームに帰宅し、私は、楽しい経験が出来て本当に良かったと思ったのです。その後、これが意思決定支援の経過と学びます。しかし、その後展開がありました。

職員さんは、「みんな、生活が大変なのに今度いつ着るか分からないものにお金を使うなんて」「お母さんの葬儀の時揃えた、白いブラウスと黒いズボンで十分ではないか」「どうせ保護費の累積金を減らすためでしょう」と。本人の入居の準備や現在まで本人の生活に心をくわけていただいている方だけに、心に重く響きました。

さらに展開がありました。

後日、施設の相談員さんから、本人が礼服を法事で着る話を聞いてお父さんが喜び、「おれも礼服を着ないといけないな」と、礼服を引っ張り出し、当日は父子二人で墓参。記念に写真をとってほしいと頼まれ、相談員さんが父子の写真を撮ったと写真をいただきます。本人が、大人の自立した家族として「ご仏前」をお供えしたこともお父さんはとても喜んでいただけたとのことです。

実は、つぼみの内部では礼服を着る際の真珠のネックレスを購入しても良いのではないかと議論をしていました。

その後、生活保護費累積金を巡って真の累積金とは何かについて、区役所生活支援課と正式に話し合いの場を持ち、理解を共有しました。

「つぼみ」では、問題を担当者が一人で抱えることなく、スーパーバイザーに相談したり業務検討会に諮ったり、問題を共有する姿勢があるので私の成年後見活動は成り立っています。



2.7.3 感想文

刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始め

社会福祉士 岡本 徳子

成年後見に興味を持ち始めたのは、以前ケアマネジャーをしていて、福祉事業所がどこも金銭管理ができないという事を知ったことからでした。「なぜ??」と単純に思いました。責任問題や、利益相反になることなど社会福祉士の資格を得てばあとなあ神奈川の研修を受けるまで、正直よくわかりませんでした。

社会福祉士が成年後見人になるためには長い道のりがあります。すぐになれるわけではありません。そんな中、法人後見人という団体があり、研修があると社会福祉士仲間より紹介を受けました。

「自分に務まるのかな・・・」と。正直自信はありませんでした。まずは業務を知りそれから考えようと思いました。

その頃はコロナ禍ではありましたがまだ対面で受講ができました。

講座内容は縮小されていたようでしたが、レギュラーバージョンを知らないのどう違っているかは良くわかりませんでした、具体的業務は実感できませんでした。

受講が終わって、後見つぼみが立ち上がっており、担当者を求めていると須田理事、高橋理事からお話がありました。具体的業務の実感が得られないまま、勝手な先入観を以て考えました。(元々ケアマネジャーだし、アセスメントには自信がある。月々の訪問支援程度ならできそうなんじゃないかな)と

得意分野は高齢でしたが、来た案件は保佐類型の知的障がいの18歳の男子。私には子育ての経験がないのに障害の子。出来るかな…と不安になりました。

まずは面談。本人に逢ってみると、これがまた人懐っこい素直な感じの子。饒舌に得意な話をする姿はかわいさを感じました。

どのように関わっていくかは今後の人間関係構築による、いわゆる私の腕と。

申立書を施設職員さんの協力のもと「本人申立」で作成。完成後は本人自身がポスト投函。須田理事より「**未成年者ですが、障害に着目して成年後見制度の申立**をします。これはすごい事ですよ、本人申立で本人自身がポストに投函するって」と後見を知らない私はこれがとても珍しい事だとは気が付かずにいました。

審判があり、正式に後見つぼみが保佐人と決まり、いよいよ…と思っても、登記事項証明書、金融機関に就任届を出し、家裁に初回報告をしてようやくお金の管理ができ、それまで滞っていた支払いを行い、預かり書の交付、領収書の保管、記録等実際ケアマネジャー業務とはかけ離れた仕事。聞くもの話す言葉すべてが初めて聞くものでした。

被保佐人については、親から受けた虐待から愛着に障害があり女性が苦手、知的なレベルに相まって父親の悪い生活習慣を記憶で覚え、煙草や火遊び、万引き、窃盗等繰り返してしまう行為がありました。その都度グループホームから追い出されてしまうのではないかとハラハラしましたが、今のところご厚情により継続できてきます。

法人後見は担当者が動けない時はチームの誰かが対応して下さいます。今回の火遊びで警察署に身柄を引き取りに行く際も担当者が行かれず、チームに依頼。また担当者がコロナ陽性になった際も会議への参加を依頼しました。初心者の担当者としてはこの上なく心強

い仲間です。その為には情報の共有と、目標を同じにしておく必要があります。後見つぼみでは定期的に業務検討会が開かれ、それ以外の時はメールなどで情報共有を図っております。振り返り確認し、次に動く。繰り返をしながらですが一人ではないことのありがたみを実感しています。

今後は大人になる為の大きな壁があり、知的レベルと見た目が相違している事が理解できないでおります。20歳を迎え合法的には可能な煙草や飲酒をどのように自制できるか、過度ではないという事が理解できるか。私たち支援者には「愚行権」をどのように考え、その行為を受け止めるのか。いずれ女性との関わり、いわゆる性に関する課題もあります。保佐人としてたくさん課題があります。

今回のことで被保佐人が刑事司法のお世話になる事が身近になり、保佐人が追加（弁護士）されたので、**刑事司法ソーシャルワーカーに興味を持ち学び始めました**。かっこよく言えば「見聞が広がった」のですが、どちらかという、身柄拘束された際に知的障がい者の取り扱いはどのようになってしまうのかを知りたい思いでした。そうならないように関わりを持っていきますが、私たちにはこういった準備も必要なんだと思います。

以上

2.7.4 感想文岡本

本人が何を望み、望みがあるならばどう叶えられるのか

社会福祉士 渡邊晃伸

後見つぼみの会員となって1年が経過した。ようやく後見事務にも慣れてきたが、担当となった時ははっきり言って混乱していた。それまでいつ担当となるのか分からなかったが、その時は突然やってきた。昨年7月上旬に審判が下り担当となった。担当として後見人の初めての仕事は、申立人（亡くなった息子の嫁）に会うことから始まった。

その後本人にも面会。右も左も分からず、スーパーバイザーに導かれるがまま……。ではいけなかった。担当として積極的に動いていくことが必要だった。どこから手をつけていいのか分からない状況だったが、スーパーバイザーのアドバイスのお陰で、行うべきことを一つ一つ理解し、滞った電話料金や水道代金の支払いなどを一つ一つこなし、実践を繰り返していった。

記録も法人後見ならではの「正直こんなに細かいのか！」と思うこともあったが、他の人が見ても一目でわかる記録が大事であることの指導を受け、短くとも伝わる記録の仕方を学ぶことができた。これまで多くの指摘、指導を受けながら、少しはできるようになってきたように思う。

肝心の本人は、アルツハイマー型認知症を患っており、自宅で生活してきたが、自宅に誰かいるから一人で生活するのが怖いと訴えたため、特別養護老人ホームのショートステイを利用開始。私が担当に就任してすぐのことだった。利用当初は、自宅に帰りたい気持ちが強く、施設の外へ出てしまうことが多々あった。施設の職員が後をついて近くの交番まで行き、交番で疲れている本人に声をかけ、近くの地域包括支援センターまで誘導。地域包括支援センターの職員とともに、車で施設に戻るということを繰り返していた。本人には向精神薬が投与された。少しずつ行動が落ち着いたことで、本入所へ結びついた。今振り返れば、よく退所させられなかったと思う。地域包括支援センターの社会福祉士さんをはじめ、居宅のケアマネさんが、特別養護老人ホームの職員さんが、交番の警察官をも巻き込み、地域で支えながら居所までたどり着くことができたことに感謝している。

担当者として今の課題は、コロナ禍で思うように面会もできず、「本人が望むこと」をしっかりと把握できていないことだ。認知症であっても、何かやりたいことがあるはず。些細なことでも、何とか引き出せないものかと思いながら、面会している。面会では毎回「はじめまして」になってしまうため、いつ来たのかを思い出してもらうために、名刺の裏に日付や話したことを記録して渡すようにした。少しでも思い出してくれればと思う。面会の時間は20分程度だが、本人が何を考え、生活での困り事はないかなど、毎回聞くように心掛けている。

過日、歯科受診を本人が嫌がるということで、面会し歯科往診を受けることをお勧めしたが、そもそも医者嫌いであり、食べられているから必要ないと断られてしまった。本人が困っていなかったのである。口腔ケアをすれば、誤嚥性肺炎の可能性が少しでも減るから口腔ケアを受けましょうという考えは、支援者側の考えだ。誰の意思なのか？を考えるきっかけになった。

不安なく生活できるのが一番ではあるが、**本人が何を望み、望みがあるならばどう叶えられるのか**を実践するために、本人との対話を通し、意思決定支援ということを大事にしながら、今後も活動していきたい。

自分自身もぶれない軸を持つことが大事

社会福祉士 高橋 玲子

受任が決定してから、2ヶ月が過ぎた。

私にできるのだろうかと言う不安の中、とりあえず、順調に進んでいるらしい。

らしい・・・とは、少し他人事のような感想だ。

私の所属している成年後見の事務所は法人後見をしている。なので、私は「担当」という立場で、仕事をしている。法人後見の良いところは、一人で抱え込まなくて良い所だ。

わからない事だらけなのだが、教えてもらいながらやっている。

当たり前だが、初めて行く場所、初めて見る書類、初めての申請、手続き、などなど、初めてづくしである。まだまだこれからも、初めて〇〇は続くだろう。

今まで人に頼って生きてきた自分にとって、「生きる」社会の仕組みを勉強させられている。社会福祉の勉強をしても、どこか人ごとの感覚でしかなかったことを思い出した。

今、スタートラインにいる自分に、生きるという事、社会の中で暮らすということの基本を被後見人さんの姿を見て勉強している自分がある。物々交換や、情だけで暮らせる世の中は来ないものか・・・複雑化、IT化した現代に切ない思いがよぎる。

他人の為に他人を守るためのこの仕事は、まず、**自分自身もぶれない軸を持つことが大事**なのではないかと思う今日この頃、感情移入にとらわれずに割り切っていきたいと思っている。

2.7.6 感想文高橋

社会的な意義や価値が高い団体へ～医療ソーシャルワーカーの立場から～

済生会神奈川県病院 鎌村 誠司

私は病院で医療ソーシャルワーカーとして働きながら、後見つぼみの受任第1号ケースの担当もさせていただいている。私は数年前から後見つぼみの前身でもあるよこはま成年後見つばさでも法人後見の担当者として活動をしていた。その当時から申立て支援や法人後見を担う団体の社会的な必要性や社会的な意義を強く感じていた。それについて普段の仕事を重ね合わせながら述べたいと思う。

私は医療ソーシャルワーカーとして20年近く勤務してきたが、身寄りがない患者さんや、親族からの支援を全く受けられない患者さんが急増している。少子化や未婚率の上昇などから、このような状況は必然と思われるが、医療の現場では大きな課題となっている。

どのような課題があるかという**①金銭管理と支払いの問題 ②転院先などへの手続きの問題 ③医療同意の問題 ④死後対応の問題**などがあげられる。

家族や頼れる親族がいればその方たちが当たり前のように担っている内容だが、いざ家族がいない方が入院すると、それらのことは一体誰がやるのかということがしばしば問題となる。患者さん本人に判断能力が十分あればいいが、判断能力が低下していたり、全くなかったりした場合は前述した内容が手つかずのままになってしまう。そうなる病院としては未収金の問題や治療は終わっているにも関わらず退院先が見つからず、結果的に社会的入院になってしまうということが全国的に発生している。

このような場合の対応としては、成年後見制度につなぐしかないのが現状である。しかし、その場合誰が申立てを行うのかという問題があるが、親族の協力が得られないとなると、市区町村長の申立てが一般的には第一選択となる。しかし、ここにも大きな問題がある。まずは非常に時間がかかることである。実際に書類を揃えたり実務を行うのは行政の高齢担当が担うことが多いが、どうしても普段の業務と並行して行う必要があったり、所内の決裁をとりながら進めたりする必要があるためどうしても時間がかかってしまう。また、もう一つの問題としては補助や保佐のレベルであったり、親族の存在があったりする場合はなかなか市区町村長の申立てに結びつかないことである。親族がいるのであれば親族申立てでという理屈も分かるが、成年後見制度が普及しない要因としてこの申立て問題も大きく影響していると思われる。

このような現状があるからこそ、後見つぼみの活動は社会的にも大変意義のあるものだと思っている。特にこの申立て支援については、私からも何度も成年後見制度につなぎたい患者さんをお願いしたことがあるが、相談の段階から患者さんに寄り添い、その方の今後の人生と一緒に考えてくれること。そして、患者さんとの信頼関係を築きながら私や本人と一緒に申立てに必要な書類作成をサポートしながら本人申立てを進めていくというスタンスが、まさに成年後見制度の理念そのものだと感じている。そして、初回相談の段階からすでに信頼関係もできていることから、そのまま後見人の候補者まで引き受けられるという仕組みは

患者さんにとってもとてもメリットのある仕組みだと思われる。

最後に、後見つぼみの一番の強みについてふれておきたい。それは医療介護福祉の専門家集団であるという点である。特に福祉行政出身者が中核をなしており、その他地域包括支援センターやケアマネジャー、そして私のようなソーシャルワーカーが後見つぼみのスタッフとなっている。病院からつなぐケースはもちろんであるが、医療や介護、そして障害などのサービスや施設との連携が必須のケースばかりである。すなわち身上保護に力点を置いた支援が不可欠であり、それを実践できるのが後見つぼみの最大の強みだと思っている。また、個人後見と違い法人後見であるため、担当者には必ずスーパーバイザーが就くことになっており、定期的にカンファレンスをしたり今後の支援方針について議論したりしている。

後見つぼみのような団体は全国的にもほとんどないのが現状であるが、成年後見制度を本来の価値や姿で活用していくためにも、後見つぼみのような団体が全国津々浦々に立ち上がっていくことを願ってやまない。

2.7.7 社会的な意義の高い団体

これからお付き合いいただく、被後見人さんとの出会いを楽しみに

受講生 鈴木 美穂

今回成年後見養成講座を受講することが出来たこと、法人つぼみ、つばさの皆様に変感謝しています。

受講したいと思ったのは、長年の友人から誘いを受けたことがきっかけでした。37年務めた福祉の仕事で定年退職して、一区切りがついたこと、再任用職員として働いてはいるものの有期であり、この先自分ができる社会貢献を考えた時に、成年後見に興味を持ちました。障害者福祉と生活保護の仕事をしてきた私にとって、成年後見は多少身近なものではあったものの、わからないことばかりでした。6月の暑い日から研修ははじまりました。

法人による後見の実務研修では、基本業務の知識を学ぶとともに、実践に基づいたお話がたくさん聞けました。実際に行う事務処理や書類作成も学び、何を行うかの、イメージがつかえました。また相談支援と申立支援について、「つぼみ」が大事にしている理由も分かりました。それなくして、成年後見に繋がるのは難しいからです。

業務検討会傍聴は、研修の中でも大変興味深い内容でした。実際に後見人を行っている方からの検討内容は、後見人の難しさを感じながらも、法人後見だからこそ、皆さんで検討することが出来、その中から、課題が整理され、たくさんの方向性が見えてくることを、肌で感じました。特に課題になった医療判断は、後見人は医療判断できないながらも、後見人としてともに考える気持ちが大事と感じました。

演習では、実際に後見業務を行った時と同じように書類作成など教えていただき、記録の大切さを確認しました。被後見人の金銭はじめ資産を管理することの重大性も意識し続けることが必要です。

家裁・法務局見学は、雨の中、担当のお二人が同行してくださり、ありがとうございました。手続きのための各窓口に行かれたことは、いつか本番で行く時に、とても心強い経験になりました。

市民後見人養成課程の聴講もありました。

現在の仕事で、関わることも多い内容でしたが、改めて講義を聞き、たくさんの気づきや整理になりました。

今回、研修を受講する中で、実際の後見業務がどんな感じなのか、イメージすることができましたが、実際に行えば、わからないことばかりであり、奥の深いものだろうと思います。たくさん思い悩むこともあるでしょう。後見業務を行うことの難しさや責任も改めて感じましたが、そのような中でも法人後見の強みである横の繋がり、組織的実務で後見業務を行うことが出来ることも、今回よくわかりました。

これからお付き合いいただく、被後見人さんとの出会いを楽しみにし、そして、いろいろあっても、つぼみのみなさんと、安心して後見業務に向かえる、研修を終え、そんな気持ちを持ちました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

3.2.4.1 感想文 鈴木 美穂

その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように

受講生 朝倉 敦子

私は地域住民の皆さまと共に、地域作りを行なってきました。地域支援の一つとして体制整備事業、地域包括ケアシステムの構築など主に高齢者向けの施策を推進してきました。地域の中には年代、世帯、属性に関わらず様々な人々が住んでいます。その全ての人たちが、「住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作り出す」を理念とする職場で、見守り、助け合い活動、居場所の創出など地域の皆さまと共に地域住民の交流のお手伝いをしてきました。

そして一人の生きづらさ、高齢者であれば介護保険サービスの狭間の課題をどのように解決していったらいいのか。それを地域の担い手の方々に相談をし、小さなことであれば助けることができると地域の中でボランティアグループが立ち上がり、困りごとを解決できるよう話し合いがもたれていました。

一人の困りごとは、誰かの困り事でもあるかもしれない、それを地域で話し合い、新たに地域として何ができるのか共に考えてきました。

このような地域づくりのお手伝いをしている中で、ふと視点を個別支援に移し、もう少し一人の支援をじっくり行なってみたいと思い生活支援課で勤務するに至りました。その中で今回の養成講座のお話をいただき、受講させていただくこととなりました。

講座は、コロナ禍の中、6月7日から暑い夏を通して行われました。受講生も暑さの中での受講は大変ですが、その準備をしてくださった講座実行委員の方々は、毎回の資料、講義の準備、また、喉を潤すためのお茶の準備片付けなど本当に大変だったと推察いたします。しかし、皆さま熱意を持って対応をしてくださいました。

多くの講義の中で西田ちゆき先生の「成年後見制度につなぐためのアセスメントと後見計画の策定」では、事例を通して相談者、本人、相談員などを他の受講生と役割分担をし、実際の相談の場面を想定し検討しましたが、その演習が印象に残っています。具体的にまた主体的に考えるきっかけをいただきました。

この原稿を書いている現在は、横浜市社会福祉協議会からの市民後見人養成講座のプログラムを聴講していますが、根拠法である民法からはじまり、地域福祉、福祉施策など多岐に渡り、成年後見人とは様々な知識を必要とするものだと感じています。また、連携をする関係機関の役割なども改めて学ぶことができ、初心に戻った思いでした。

成年後見制度は、「自己決定（自律）の尊重」「残存（現有）能力の活用」「ノーマライゼーション」の三つの基本理念と、「本人の保護」の理念を調和させることを趣旨としています。（成年後見実務マニュアルP7）

判断能力がない、もしくは不十分な人を何もできないとするパターンリズムに陥ることなく、しかし支援サポートも実施していくことは時に葛藤の起こることもあるかと思いますが、その人が持っている能力と支援サポートを足して10になるように、関係者、関係機関とも連携をし支援を行なえると良いのだと学び気づかせていただきました。

最後に養成講座の講師の方をはじめ実行委員の皆さま、ありがとうございました。

3.2.4.2 感想文 朝倉 敦子

周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない

受講生：山本 麻里奈

私は、現在生活保護のケースワーカーの仕事をさせて頂いております。
生活保護を受給している方はいろいろですが、私の場合は高齢の方や長期入院している方、施設に入所されている方を多く担当させて頂いております。
そのため、自ら金銭管理ができる方がほとんどいらっしゃいません。
既に後見人を見つけられている方は金銭管理に不安もなく、日常の生活についても安定したものに感じられます。

後見人の仕事は大変そうだけど、やりがいのある仕事なのだろうと思っていたところに講座を受講させて頂ける機会をいただきました。

学生時代に勉強した、教科書に書かれてあるようなことを改めて確認する良い機会になりました。現在後見人をされている諸先輩からのお話は、非常にためになることが多く、今回の受講は自分にとって非常に有意義なものになりました。同時に仕事の責任の重さや、仕事の任期の長さから、自分に後見人の仕事は難しいのかもしれないという気持ちにもなりました。そのため、初めて後見人のお仕事の依頼を頂いた時は、お断りしようかとも考えましたが、法人で仕事を進めていくという最初の説明を思い出し、お受けすることにしました。

私の今の仕事も、一人では絶対にできませんが、上司にカバーしてもらい、同僚と助け合ってなんとか前に進んでいますので、きっと同じように、**周りの先輩方の助けを借りれば、何とかなるかもしれない**と今では考えています。

研修でお話を聞かせて頂いた諸先輩方のように、財産管理だけに留まることなく、被後見人の方の自己決定を尊重し、その方の生活がより豊かになるような仕事をしたいと考えています。

後

見つぼみは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用相談・申立支援及び法人後見を行う団体です。特に相談段階からご本人やご家族との信頼関係を築き、法人受任まで一体的に進める相談機関をめざして設立しました。

メンバーは、横浜市社会福祉職OB（ソーシャルワーカー）、ケアマネジャー経験者等であり、身上保護に強みを発揮した取り組みを行います。

ライト（軽い、明るい、権利擁護）な小さいNPO法人ですが、市民のニーズと期待に応えていく決意のもと、チームでその人らしい生活・地域での生活を護り、もって地域の課題解決に寄与します。

～それぞれの蕾、その人なりに花咲き、豊かに実ればいいね～と願いを込めて名付けました。



アクセス

〒222-0021

横浜市港北区篠原北1-9-8



菊名駅から徒歩5分
(住宅外階段を上って2階が入口になります)

NPO法人 後見つぼみ
相談日時 月～金（祝日を除く）
10:00～16:00

Tel : 045-834-9320
Fax : 045-834-9321
E-Mail : kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp

特定非営利活動法人

後見つぼみ



法人基本理念

誰もが尊厳を守られる権利擁護



長岡 田中翠恵さん作

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の生活の手助け（財産管理、身上保護）や権利を守る制度です。

賛助会員募集中

入会金	なし
年会費 個人	3,000円
法人	5,000円

お問い合わせは、電話・メールでつぼみの活動を応援してください。

NPO法人 後見つぼみ

つぼみの事業

- ・成年後見制度の利用相談・申立支援に関する事業
- ・成年後見人等の法人受任に関する事業
- ・市民研修や法人の担当者・SVの養成、育成に関する事業
- ・その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業



つぼみの法人後見のメリット

- ・後見業務の継続性、永続性があること
- ・困難事例にチームで対応できること
- ・経験上のスキルや情報交換でよりよい支援ができること
- ・スーパーバイズや相互チェックにより適正な業務ができること
- ・地域連携ネットワークを構築するスキルがあること
- ・法人の情報公開や業務の透明性を重視していること



つぼみの想い

- ◆ 資力の有無に関わらず
- ◆ 本人の意思を尊重した
- ◆ 生活支援を重視した
法人後見を実施します



WAM NET WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK WORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

スマホサイト お問合せ サイトマップ 音声・文字サイズ

WAM 独立行政法人 福祉医療機構 が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

会員入口 会員登録

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭

旧トップ

トップ > ニュース > 記事

ニュース

【神奈川県】

横浜の成年後見NPO 弱者の権利守り、発足10年

神奈川新聞 2022年6月3日(金)



認知症や障害などで判断能力が不十分な人に代わり財産管理などを行う「成年後見制度」。横浜市の元職員らを中心に活動に取り組むNPO法人「よこはま成年後見つばさ」が発足10年を迎えた。地道な支援を重ね、弱者の権利を守ってきたメンバーは「成年後見のノウハウをまだまだ広げたい」とさらなる制度の普及をにらむ。「つばさ」は2011年秋に発足。東日本大震災が発生した同年3月、須田幸隆さん(78)らソーシャルワーカーの実務経験がある市職員OBが市内の避難所で生活相談を開いたことがきっかけだった。「このメンバーで何かできないか」という須田さんの提案に乗ったのは同じく元市職員で、社会福祉士の資格を持つ篠崎美代子さん(74)。高齢の親と障害のある子どもの「親亡き後問題」や、身寄りのない独居の障害者の身元保証といった問題解決につなげようと、00年にスタートした「成年後見制度」の取り組みに乗り出した。15人で立ち上がったチームは、職員時代に相談業務に携わった経験を生かしながら担当者の養成講座にも注力。今では支援に当たる会員は89人に上り、これまでに118件の成年後見人の委任を受けた。

「なんとか助けてほしい」。2年前、高齢女性が受け付けに駆け込んできた。障害を抱えた弟夫婦と子どもの一家3人の世話を1人で引き受けていた。自身も大病を患うなか、弁護士らに依頼は断られ、最後の望みで「つばさ」に申し入れてきた。「家族個人で支えるには限界があるし、うちは手続きのスピードが強み」と担当者。手続きから1週間で女性は入院し、家族の支援の手はずが整った中で亡くなった。精神科に30年間入院した女性は5年ほど前、「つばさ」の紹介で拠点をグループホームに移した。歌が好きで夜中に大声で歌う一面を受け入れてくれた施設の方針が女性にも合い、服用していた薬の減薬につながった。「次第に表情がにこやかになってくれた」(担当者)という女性は昨秋、施設で職員らにみとられ、老衰で息を引き取った。

「つばさ」に相談が相次いだことから、20年には新たな法人「つばみ」も立ち上げたものの、須田さんらが課題に捉える「成年後見制度の普及不足」の実情は変わらぬままだ。最高裁判所などによると、利用者は20年末時点で計23万人。推計600万人とされる認知症高齢者に対し、大幅に不足している受け皿の確保は急務だ。コロナ禍の影響で利用者との面会もかなわぬ中での活動が続く中、須田さんは「一人一人と向き合い、人としてどう過ごしていくか、プランをお互いに作り上げていく。人生のパートナーとして伴走し続けたい」と先を見据えた。6月11日には横浜にぎわい座で10周年記念講演を開く。詳細は「つばさ」ホームページで。

◆成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、本人に代わって後見人が財産管理や福祉サービスの契約を行う制度で、2000年に始まった。本人や親族、市町村長などが申し立てる。後見人には家族や親族のほか、司法書士、弁護士らの職業後見人、一定の知識を身に付けた市民後見人、社会福祉協議会やNPO法人などの法人後見人があり、家庭裁判所が選任する。

~~~~~  
特集 NPO 法人 後見つぼみ  
～誕生の経緯と命名のいわれ～

2023 年 3 月発行  
特定非営利活動法人後見つぼみ  
〒222-0021 横浜市港北区篠原北一丁目 9 番 8 号  
TEL :045-834-9320  
FAX :045-834-9321  
E-mail: kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp  
URL : <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

~~~~~